

2016 年度分日本哲学会会費減額申請について

日本哲学会では 2014 年度から年会費減額制度を導入しました。減額の適用に該当し、2016 年度分の会費減額申請を希望する会員は、下記の概要に従ってお申し込み下さい。

日本哲学会会費減額制度(2016 年度)の概要

- 1、2016 年度において学生であるか、または常勤職にない会員等である場合に、2016 年度分の年会費について減額を申請できる。ただし、学術振興会の特別研究員およびそれに準ずる身分・収入のある者は除外する。
 - 2、一年を単位として、年会費 6 0 0 0 円を 4 0 0 0 円に減額する。
 - 3、減額制度は一年ごとに適用される。減額を求める会員は、年度ごとに申請書類を事務局に提出するものとする。前年度の会費が未納の場合には、次の年度の減額適用を受ける資格はない。
 - 4、2016 年度(2016 年 3 月 1 日～2017 年 2 月末日)の会費減額を希望する会員は、本会所定の申請書(学会ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、日本哲学会事務局宛にメール添付ファイルまたは郵送にて提出する。なお申請者は前年度までの会費滞納のないことを要する。
 - 5、2016 年度会費にかかる申請書の提出期間は 2016 年 4 月 1 日～同年 5 月 31 日(必着)とする。
- * 上記期間以降の申請は無効ですので、かならず期間内に申請をお済ませ下さい。申請者には事務局より、減額の可否を書類により通知します(メール、郵送、または手渡しによる)。事務局からの通知後に 2016 年度会費を同封の振込み用紙によりお支払いください。

以上

【事務局】 〒186-8601 国立市中 2-1 一橋大学社会学部社会思想共同研究室
e-mail: nittetu@philosophy-japan.org TEL: 080-7015-1317